=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する 事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その 内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用してい ただくことを目的として配信しています。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=7件(3月2日~3月8日分)
- (1) 乗合バスの車内事故
- (2)貸切バスの車両火災事故
- (3) タクシーが対向からきた乗用車と衝突した事故
- (4) タクシーの車両火災事故
- (5) タクシーの運転者が乗客らに暴行を受けた事件
- (6) タクシーが路上に倒れていた男性を轢いた事故
- (7) トラック運転者が首などを切られ死亡した事件
- 2. 降積雪期の輸送の安全確保を再度徹底しましょう! (再周知)

【1. 重大事故等情報=7件】(3月2日~3月8日分)

(1) 乗合バスの車内事故

3月5日(月)午前11時45分頃、福岡県において、同県に営業所を置く 乗合バスが乗客34名を乗せて運行中、前方の信号が赤のため停車しようと減 速したが、停車前に信号が青に変わったため加速したところ、乗客1名(女性、 77歳)が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が腰部打撲及び尾てい骨のひびにより入院及び6週間の加療の重傷を負った。

当該乗客は、運転席後方に右手で握り棒をつかみ立って乗車していたが、降車準備のため、床に置いていたビニール袋と傘を取ろうと右手を離して屈んだ模様。

(2)貸切バスの車両火災事故

3月3日(土)午前10時20分頃、栃木県において、埼玉県に営業所を置く貸切バスが乗客約40名を乗せて運行中、当該バスの運転者が当該バスのエンジンルーム付近から煙が出ているのを発見したことから、当該貸切バスを停止させてエンジンルーム内を確認したところ、エンジンルーム内のハーネス部付近より出火が認められたため、当該バスに装備してあった消火器により消火作業を行ったところ鎮火した。

この事故による負傷者はなし。

(3) タクシーが対向からきた乗用車と衝突した事故

2月25日(土)午後11時25分頃、富山県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客1名を乗せて運行中、対向からセンターラインを越えて走行してきた乗用車と正面衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客が内臓損傷の重傷を負い、当該タクシーの運転者が軽傷を負った。

事故現場の道路は、片側二車線で、事故当時、当該タクシーは第一通行帯を 走行していたが、当該乗用車の運転者は居眠り運転のためセンターラインを越 えてきた模様。

なお、当該タクシーの運転者は、当該乗客に対してシートベルトを締めるようにアナウンスしていたが、乗客は酔っていたため後部座席で横になり、シートベルトをしていなかった模様。

(4) タクシーの車両火災事故

3月1日(木)午後4時10分頃、長崎県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、エンジンルームから出火し、エンジンルーム内を焼損した。

この火災による負傷者はなし。

事故当時、当該タクシーの運転者は、交差点内で突然エンジンが停止し、再始動不能となったことから、安全な場所に待避するために、ギアを入れセルモータを使用して20メートル程移動したところ、当該タクシーのエンジンルームからの発煙に気づき、エンジンルーム内を確認した。その際、オルタネータ(発電機)とセルモータをつなぐ配線からの出火を確認したため消防へ通報し、火は、駆けつけた消防隊により5分ほどで消し止められた。

(5) タクシーの運転者が乗客らに暴行を受けた事件

3月3日(土)午前3時5分頃、静岡県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客1名を乗せて運行中、当該乗客から「気分が悪くなったので降ろしてほしい」と要請があったので、当該タクシー運転者は、当該タクシーを停車させた。

その後、当該乗客が当該タクシーから離れたため、当該タクシーの運転者も 介護及び乗り逃げ防止のため同行し、停車していた当該タクシーまで戻ったと ころ、当該タクシーの運転者は、待ち構えていた共犯者に後方から襲われた。

この事故により、当該タクシーの運転者は負傷した。

当該タクシー内にあった、売上金の入ったバッグが盗まれた。

(6) タクシーが路上に倒れていた男性を轢いた事故

3月4日(日)午前2時15分頃、高知県において、同県に営業所を置くタ

クシーが乗客1名を乗せて運行中、道路上に倒れていた男性を轢いた。

この事故により、轢かれた男性が死亡した。当該タクシーの運転者及び乗客 に負傷はなし。

事故現場の周辺は薄暗く、制限速度時速40キロメートルの片側一車線の道路を時速約60キロメートルで走行していたところ、当該タクシーの運転者は、道路上に倒れていた当該男性に気づくのが遅れた模様。

なお、当該男性は、当該事故の約5分前に原動機付自転車に撥ねられていた 模様。

(7) トラック運転者が首などを切られ死亡した事件

3月5日(月)午前8時50分頃、三重県の駐車場において、同県に営業所 を置くトラックの車内で、当該トラックの運転者が首から血を流して死亡して いるのを、出勤した当該トラック事業者の代表取締役が発見した。

警察によると、当該トラックの運転者は、首や腕に切られたような傷があったが、車内に刃物などはなかった。

当該トラックは、同月4日の午後10時~11時頃に所属する営業所に戻る 予定であった模様。

なお、当該トラックは施錠されており、車内にあった財布は残されていた模 様。

【2. 降積雪期の輸送の安全確保を再度徹底しましょう!】

国土交通省では、「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について」(平成23年12月22日付国自総第250号、国自安第52号、国自情第128号、国自旅第121号、国自貨第59号)により、自動車局長から降積雪期における事故防止対策の徹底に努めるよう、関係団体あてに通知したところですが、今期も雪による自動車事故等が発生しております。

特に2月1日から2日にかけて青森県内の国道において、大雪の影響により 多数の車両が立ち往生し、長時間に渡り道路交通が停滞する事態が発生しまし た。

このような状況を踏まえ、今般、「降積雪期における輸送の安全確保について」 (再徹底)(平成24年2月3日付、国自安第59号)により、自動車局安全政 策課長から降積雪期における輸送の安全確保に努めるよう、関係団体あてに通 知しました。

以下の項目を再度徹底し、輸送の安全確保に努めましょう。

*バス、タクシー、トラック共通

(1) 気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。

- ① 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期に適切な方法でスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。
- ② 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に 基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
- ③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
- ④ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運 行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
- ⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急 ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じ た安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

*バス

- (2) 乗務員に対して、高齢者、障害者等災害時要援護者の乗客に留意し、他の乗客の理解を得て優先席等の使用を促すとともに、特に車内事故の発生原因となる発車時及び停車時の離着席及び車内移動について注意喚起するよう指導することにより、高齢者や障害者等災害時要援護者の車内での転倒事故防止に努めること。
- (3) 鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すること。

*レンタカー

(4) 降積雪期における道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保等の留意事項について、利用者に対し周知するよう努めること。

*バスターミナル

- (5) 気象情報 (大雪や暴風雪等に関する警報・注意報を含む) や施設内における降雪状況を適時に把握し、施設内の除雪等を安全かつ適切に行うこと。
- (6) 除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制について再確認の徹底を 図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図るこ と。

* 自動車道

- (7) 気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路 における降雪状況を適時に把握し、道路の除雪等を安全かつ適切に行うこ と。
- (8) 各出先機関や委託業者も含め、除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制及び復旧体制について、再確認及び徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。
- (9) 雪崩等の危険箇所の状況について、専門家の協力を得るなどにより点検 を行うとともに、危険防止のため必要と認めるときは直ちに通行規制の措

置を執るなど、迅速かつ適切に対応すること。

(10) 降雪や雪崩等により道路の交通障害や災害が発生した場合は、関係機関等との連携を図り、迅速な復旧を図るよう対応すること。また、特に豪雪時においては、関係機関が連携して情報共有を図る情報連絡本部を設置するなど、安定した道路交通の確保に向けた、より緊密な連携体制を確保するとともに、道路利用者等に対する適時適切な情報提供に努めること。

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html)

【参考】

*自動車局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)

*自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。 そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- ・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- 自動音声受付 03-3580-4434(年中無休・24時間)
- * 自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール 又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表 されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが 必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、 自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますの で、忘れずに修理を受けましょう。